

# 地 域 再 生 計 画

## 1. 地域再生計画の名称

多久市『人・自然 環境創出』再生計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

多久市

## 3. 地域再生計画の区域

多久市の全域

## 4. 地域再生計画の目標

### (1) 多久市の特性

多久市は、佐賀県のほぼ中央部に位置し、小城市、武雄市、江北町、唐津市に接しており天山を主峰に四方を緑豊かな山々に囲まれた盆地である。総面積は96.93km<sup>2</sup>で、その内約8割が山地および丘陵が占めており、県都佐賀市までは、約20kmの位置にあり佐賀市と唐津市を結ぶ国道203号線、JR唐津線および長崎自動車道が市の東西を貫いている。

なお、市の中央には、一級河川牛津川が横断するように流れ、谷底に沿って支川が合流し、市内に点在する小川では、さまざまな生物が生息しており、平野部には水田が広がり、山間部には棚田が散在する自然豊かな環境を創り出している。

また、古くから文教の里として儒学に基づいた教育が盛んに行われており、国の重要文化財に指定されている多久聖廟は、その象徴として、今も教育思想に大きく影響を与え続けている。

旧来から農業を中心に発展してきたが、近世では石炭開発により発展をし、炭鉱ブームの昭和35年には人口45,000人を超えていたが、炭鉱閉山とともに人口は急激に減少し現在では約22,000人で少子高齢化の進む典型的な過疎地となり地域の活性化と定住化促進が大きな課題となっている。

### (2) 計画の意義及び目標

豊かな緑と水の里の自然環境を次の世代に残していくのは必須であり、物や金を追求した時代から自然や文化を大切にし、心の豊かさを求める時代に変化しており、多久の豊かな自然は新たな発展の礎であると考えられる。

こうした自然を大切な価値として認識し、保全するためには市民や行政、事業者が一丸となって取り組むことが求められており、さらには歴史的な街並や文化財、既存の施設、住まいなどとの複合的な資源の組み合わせを図り、より良いものに磨き上げることによって、多久の価値が高まっていくと考え

る。

生活環境や自然環境の保全・修復・創造は、地球規模で進行する環境問題の解決に地域として貢献することでもあり、今日の生活様式や経済活動は、快適性や効率性をもたらしながらも、自然環境に過度の負荷を与え、資源エネルギーの大量消費は、地球環境に様々な影響を与えている。

このようなことから、本市では市民が自然や歴史に愛着と誇りを持って生活し、市外の人にも、その豊かさが享受される「豊かな緑と水の里」を目指す。

これまで、河川等の主たる汚染源は工場や事業所などであるとされていたが、近年、家庭から排出される生活雑排水が水環境に大きな影響を与えるようになっており、このような身近な生活の問題が、地球規模の環境問題につながっている。

多久市においても、市民が快適な生活環境でくらし、自然環境を守るために、平成8年度より合併浄化槽設置補助、平成10年度より公共下水道事業、平成12年度より農業集落排水事業に着手し生活環境の改善と公共用水域の水質保全に寄与するため事業促進に努めている。

なお、平成17年度には地域再生基盤強化交付金（污水处理施設整備交付金事業）の認定を受け、公共下水道事業と合併浄化槽設置事業に取組み、污水处理人口普及率は、平成20年度末で42.9%であり、平成21年度末における目標43%を達成することは確実に見込まれる。しかし、市街地部における河川の水質汚染や水辺環境に関しては、更なる改善が必要となっている。

多久市ではこのような課題に対応し、地域の再生を図っていかなければならず、引き続き地域再生基盤強化交付金を活用して地域の再生を行う。具体的には、定住化促進へ向けた居住環境の改善と、污水处理施設整備を継続し、豊かな自然と生活環境の再生を目指していく。

以上のことから、地域の活性化を推進するとともに、市民と行政が融合し、多久市『人・自然 環境創出』の再生を目指す。

**【目標1】 污水处理施設の整備促進**

（污水处理人口普及率を約46%から50.8%に向上）

**【目標2】 定住人口における社会動態による人口減の歯止め**

（定住を促進し社会動態の人口減に歯止めをかける）

**5. 目標を達成するために行う事業**

**5-1 全体の概要**

公共下水道事業においては、平成10年8月19日に下水道法の事業認可で93haを、平成17年7月26日には事業の変更認可で70haを受けた。なお、平成17年6月17日には地域再生計画の認定により変更認可の一部

である47.9haの事業促進を図り、平成16年度末における汚水処理人口普及率26%を平成21年度末においては約46%まで向上することが見込まれる。

今回の地域再生計画汚水処理施設整備交付金事業により取組む公共下水道事業の地区は、既認可区域で平成21年度末までに整備が完了していない地区44haの内、補助対象区域の38haである。当該地区の生活環境の改善を図り、汚水処理人口普及率を50.8%に向上させることを目指す。さらに、整備拡大に伴い、現在の処理場では処理能力がオーバーするため、処理槽の2棟目を建設し3系列目の設備を増設する。

また、浄化槽設置事業については、「浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱」に定める「水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域（有明海流域）」の対象地域として要件を満たしており、個人設置型により、公共下水道事業や農業集落排水事業の認可地区以外の市内全域を対象に整備を図り、機動的、横断的な汚水処理施設整備を推進し、水洗化の促進を図る。

さらに、行政や民間事業者による優良な宅地造成の開発や定住人口対策として持ち家新規取得者に対して助成等を行い、社会動態による人口の減少に歯止めをかける。

## 5-2 法第五章の特別措置を適用して行う事業

### (1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道・・・平成10年8月に事業認可  
平成17年6月に事業変更認可

- ・浄化槽

[事業主体]

- ・いずれも多久市

[施設の種類]

- ・公共下水道
- ・浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・公共下水道 多久市北多久町大字多久原の一部  
多久市北多久町大字小侍の一部  
多久市多久町の一部
- ・浄化槽(個人設置型) 多久市内のうち、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業採択区域並びにコミュニティ・プラン事業採択区域を除く地域

[事業期間]

- ・公共下水道 平成22年度～26年度

- ・浄化槽（個人設置型）平成22年度～26年度

[事業費]

|             |          |            |
|-------------|----------|------------|
| ・公共下水道      | 事業費      | 784,500千円  |
|             | (うち、交付金) | 416,100千円) |
| ・浄化槽（個人設置型） | 事業費      | 79,370千円   |
|             | (うち、交付金) | 26,456千円)  |
| ・合計         | 事業費      | 863,870千円  |
|             | (うち、交付金) | 442,556千円) |

[整備量]

|             |        |                            |
|-------------|--------|----------------------------|
| ・公共下水道      | 処理人口   | 363人                       |
|             | 管渠工    | φ150mm L=5,450m            |
|             | 面整備    | A=38ha                     |
|             | 汚水処理施設 |                            |
|             | 処理槽2棟目 | 2池(1,500m <sup>3</sup> /日) |
|             | 設備3系列目 | 1池(750m <sup>3</sup> /日)   |
| ・浄化槽（個人設置型） | 処理人口   | 580人                       |
|             | 設置総基数  | 200基                       |

### 5-3 その他の事業

#### ①多久市小中一貫学校づくり

市内の小学校7校と中学校3校を統合し、3校の小中一貫学校を平成25年度までに整備をおこなう。

このことにより、学校をとりまく環境の急激な変化にともなう不登校（中一ギャップや保健室登校）等の問題の解決に努め新たな教育問題に取組み地域力と特色を活かした学校づくりを行い学力向上や生活指導の充実を図る。

#### ②筑後川下流土地改良事業

昭和40年代の大干ばつにより水の必要性が言われ、渇水対策として昭和51年度より事業に着手された事業で、多久市管内においては、平成21年度より着手し平成26年度までに完了し、生産の向上と農業経営の安定を図り農地の保全に努める。

#### ③多久駅周辺土地区画整理事業及びまちなか再生総合プロデュース事業

多久駅周辺土地区画整理事業に伴う家屋や駅舎の移転等を行い無秩序な市街地の住環境の改善と道路網の整備を行うとともに、駅前における駐輪、駐車場や公共公益施設の整備を行い新たな多久の玄関口を創出する。

#### ④中山間地域総合整備事業（北多久地区）

北多久地区の中山間地域を対象として、地域の立地条件に応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に行い地域の活性

化を図る。

⑤定住促進事業

多久市の定住人口の増加を図るため、市内に定住する者の住宅取得者に対し奨励を行い定住化の促進に努める。

6. 計画期間

平成22年度～26年度の5年間

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、庁内で構成する再生計画推進会議や多久市公共下水道推進委員会において、評価・検討を行う。

なお、整備された汚水処理施設については、水質検査、維持管理が適切に行われていることについて、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査を推進会議や推進委員会において把握し、必要に応じて市に対して適切な措置をとるように提言する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし